

ALPS処理水の処分に関する 基本方針の着実な実行に向けた行動計画

令和4年8月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

- 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
- (ア) ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施
 - (イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
 - (ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置
 - (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア)～(ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年8月</u> - 東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を発表。厳格な測定、放出管理、緊急停止等の考えを提示。発表内容について、地元自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。 <u>令和3年12月</u> - 東京電力が「福島第一原子力発電所の廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。 - 東京電力が原子力規制委員会に対して、実施計画変更認可申請。 <u>令和4年4月、5月、7月</u> - 審査会合等における原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、一部補正を提出。 <u>令和4年7月</u> - 実施計画の認可。	<u>令和4年9月～</u> - 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう引き続き指導。 - 設備完工後、使用前検査。 <u>放出開始後</u> - 実施計画の確実な遵守。 - 東京電力及び第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定 - トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施 - 当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認 - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認 - 年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減 - 設備の保守管理の着実な実施	- 実施計画の確実な遵守。 - 原子力規制委員会による確認・監視。 - IAEAによる繰り返しのレビュー。

対策 1 : 風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ～ (ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】(続き)		
<u>令和4年8月</u> - 東京電力は設備の本格工事を開始。 - 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう指導。	<u>令和4年9月～</u> - 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう引き続き指導。 - 設備完工後、使用前検査。 <u>放出開始後</u> - 実施計画の確実な遵守。 - 東京電力及び第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定 - トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施 - 当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認 - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認 - 年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減 - 設備の保守管理の着実な実施	- 実施計画の確実な遵守。 - 原子力規制委員会による確認・監視。 - IAEAによる繰り返しのレビュー。

対策 1 : 風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置【経済産業省】		
<u>令和3年7月</u> 東京電力が設備設計及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。	<u>放出開始前</u> A L P S 処理水放出時の運用体制等に係る実施計画の変更認可申請を実施。	適切な処分の実施において安全確保に万全を期すための体制を維持。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】		
<u>令和3年11月</u> - 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」（以下、報告書）を公表。 - 報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。 <u>令和4年2月</u> - 東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。 <u>令和4年4月</u> - 東京電力が、IAEAによるレビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。 <u>令和4年6月</u> - 改訂内容をパンフレットに反映。	<u>令和4年冬から令和5年春頃まで</u> - 東京電力は、必要に応じて、測定・評価対象核種の見直し等の海洋放出に関する設計・運用の検討の進捗、IAEAによるレビュー、各方面からの意見等を通じて得られる知見の拡充等により、報告書の内容を修正・補強。 <u>放出開始後</u> - 随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の評価を見直し、影響が生じていないこと等を確認。	随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の内容を見直し、影響が生じていないこと等を確認。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 魚類等の飼育【経済産業省】		
<u>令和3年7月</u> - 東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表。 <u>令和4年3月</u> - 飼育ノウハウの習得や設備設計の確認等のために、発電所周辺の海水を使って、まずはヒラメの飼育を開始。 <u>令和4年7月</u> - 発電所周辺の海水を使ったアワビの飼育を開始。 <u>令和4年8月</u> - 発電所周辺の海水を使ったアオサの飼育を開始。	<u>令和4年9月頃</u> - 海水で希釈したALPS処理水による飼育を開始、海水の環境下での生育状況と比較。 - 飼育対象はヒラメ・アワビ・海藻類 - 日々の飼育試験の状況を東京電力WEBサイト・Twitterで公開 - 飼育試験の状況を一般の方々に見ていただけるよう、視察機会の確保やライブカメラでの配信を実施 - 生体内のトリチウム濃度等を分析・評価 <u>放出開始後</u> - 実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。 - 通常海水で飼育した場合との比較を行い、生体内のトリチウム濃度等を分かりやすく丁寧に公表。	- 実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。 - 通常海水で飼育した場合との比較を行い、生体内のトリチウム濃度等を分かりやすく丁寧に公表。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

③原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

- 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年4月</u> - 原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承。 <u>令和3年12月以降</u> - 東京電力が原子力規制委員会に海洋放出設備の設置等に係る実施計画変更認可を申請。 - 原子力規制委員会は、13回にわたる公開の審査会合を開催し、審査を実施。 <u>令和4年5月、6月</u> - 審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（5月19日～6月17日） <u>令和4年7月</u> - パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。	<u>令和4年9月以降</u> - 原子炉等規制法に基づく審査及び検査の実施。 - 令和4年秋以降に申請される海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る実施計画変更認可について、随時審査を実施 - 認可した実施計画に基づく設備設置状況等について、随時検査を実施 - 審査結果について透明性のある説明・情報発信	- 実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視。 - 実施計画検査による保安体制、設備の設置状況、ALPS処理水の濃度測定方法等の確認・監視等

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、原子力規制庁、経済産業省】

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年4月以降</u> - 客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。（これまでにモニタリング調整会議を2回、海域環境の監視測定タスクフォースを3回、専門家会議を4回開催） <u>令和4年3月</u> - 専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。 <u>令和4年4月</u> - 海洋放出前の海域モニタリングを開始。	<u>令和4年9月～</u> - 改定された総合モニタリング計画に基づき、放出前の海域モニタリングを引き続き実施。放出開始後は放出前との比較を含め、結果について広く情報発信を実施。 - 各省の分析結果を分かりやすく確認できるサイトの立ち上げ。 <u>令和4年秋頃</u> - 流通・小売の事業者等に広くモニタリングの取組・データを正確に知っていただくためのシンポジウムを開催。	総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果と比較。結果について広く分かりやすく情報発信を実施。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、原子力規制庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年11月</u> - IAEAによる分析機関間比較（ILC）を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。 <u>令和4年6月</u> - IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。	<u>令和4年秋頃</u> IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。	IAEAによる分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

対策2：モニタリングの強化・拡充

②水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>～令和4年8月</u> - 水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施。 - 平成23年3月開始 - 水産物中の放射性セシウムモニタリング検体数：178,225（令和4年6月末時点） - 消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供。 - 平成25年6月開始 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計182回（令和4年7月末現在） <u>令和4年4月～</u> - 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。 - 現在、サンプルの収集と分析を並行して実施	<u>令和4年9月～</u> - 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。 - トリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を継続的に実施。 <u>放出開始後</u> - ALPS処理水の海洋放出開始後も水産物モニタリングを実施し、放出前の結果と比較。	ALPS処理水の海洋放出開始後の水産物モニタリングを継続的に実施。放出前の結果と比較。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づくレビューや、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD、NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】		
<u>令和3年4月</u> - 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシ事務局長がテレビ会議。IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。 <u>令和3年7月</u> - ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名。 <u>令和3年8月</u> - 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシ事務局長が会談、ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビューミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。 <u>令和3年9月</u> - エブラール事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <u>令和4年度内</u> - IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <u>令和4年9月</u> - IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和5年初め</u> - IAEAによる第2回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的の実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<u>令和3年11月</u> ・ カルーソ部長及び国際専門家（フランス、ロシア及び韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。 ・ IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ） <u>令和3年12月</u> ・ 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会談。令和4年中に中間報告書を取りまとめることを確認。	<u>令和4年後半</u> ・ 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <u>令和4年度内</u> ・ IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <u>令和4年9月</u> ・ IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和5年初め</u> ・ IAEAによる第2回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <u>令和5年春頃</u> ・ IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	・ ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<u>令和4年2月</u> - 第1回IAEA処理水安全性評価の実施。（レビューミッションの来日） ①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施 - IAEA処理水特設ウェブサイトを開設。日本語含む7か国で情報発信。 <u>令和4年3月</u> - IAEAによる第1回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査・確認のプロセス及び内容について、IAEA安全基準等に照らしたレビューの実施 <u>令和4年2月、3月</u> - 東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場に、IAEA関係者が立ち会い。	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <u>令和4年度内</u> - IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <u>令和4年9月</u> - IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和5年初め</u> - IAEAによる第2回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<u>令和4年4月</u> - IAEAが、処理水の安全性に関する進捗報告書を公表。 ①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載 <u>令和4年5月</u> - IAEAグロッシー事務局長が来日。 - 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性に関するレビューを含め、緊密に連携していくことを確認 - グロッシー事務局長が1F視察	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <u>令和4年度内</u> - IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <u>令和4年9月</u> - IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和5年初め</u> - IAEAによる第2回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<u>令和4年6月</u> - IAEAが、規制レビューに関する進捗報告書を公表。 - IAEAタスクフォースは、原子力規制委員会による審査・確認プロセスにおいて、IAEAの安全基準が用いられているとの認識を表明 - タスクフォースは、原子力規制委員会が日本国内の独立した規制機関として機能し、適切に法的な安全規制の枠組みを策定及び実施し、ALPS処理水の海洋放出の安全性を確認する責任を有していることを確認	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <u>令和4年度内</u> - IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <u>令和4年9月</u> - IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和5年初め</u> - IAEAによる第2回規制レビューの実施。 - IAEA及び海外の専門家が来日 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<u>令和3年11月</u> - IAEAによる分析機関間比較（ILC）を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】 <u>令和4年6月</u> - IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】	<u>令和4年秋頃</u> IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】	IAEAによる分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ OECD/NEA等の国際機関との連携【外務省、経済産業省】		
<u>令和3年4月、6月</u> - 経済産業省とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談。OECD/NEAが刊行した「福島第一原発事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を実施。 <u>令和3年10月、令和4年8月</u> - NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論を実施。令和3年はマグウッドOECD/NEA事務局長も参加。 <u>令和4年7月</u> - OECD/NEAとNDFが共催する国際メンタリングワークショップJoshikai in Fukushimaにて、福島第一原発の廃炉等について講演。	<u>令和4年内</u> ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信の在り方等について、マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を実施。	ALPS処理水の処分の実施状況に応じて、OECD/NEAの専門家等との政策的な議論を実施し、今後の新たな協力内容について検討を実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

②地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省、経済産業省、環境省】

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定・評価【経済産業省】		
<u>令和3年10月</u> • JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保等の準備を進める方針を公表。 <u>令和4年6月</u> • 分析施設の竣工。その後、施設の運用開始。	<u>令和4年度内</u> • ALPS処理水の第三者分析の本格的な開始。	• 海洋放出後も、JAEAが放出前の第三者分析を実施し、その結果を公表することで、ALPS処理水の安全性及び透明性を確保。
➤ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加【農林水産省、経済産業省、環境省】		
<u>令和3年8月</u> • 東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況」の中で、測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受入れを実施する旨を公表。	<u>令和4年9月～</u> • 地元自治体・農林水産事業者等による分析・評価用サンプル採取時の立会い等の関与方法の具体化を検討。	• 海洋放出後も、作業の信頼性を担保するために、第三者の関与を継続し、立会いを行う機会や回数等について継続的に見直しを実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和4年8月 - 廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィング・地元自治体への説明を実施。 ＜記者ブリーフィング＞ - 場所：東京及び福島 - 日時：原則月末木曜日（月1回） ＜地元自治体への説明＞ - 場所：浜通り13市町村 - 日時：不定（月1回） - 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開。	令和4年9月～ - 引き続き、記者ブリーフィング・地元自治体への説明等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施。 - 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」について、更新作業（1～2週間に1回程度）を継続し、最新の情報を提供。	これまでの取組状況も踏まえ、国内外に向けて分かりやすく情報提供を行うべく、情報の一元化や情報の受け手に応じた発信の在り方を検討・実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年8月</u> - 東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表。 <u>令和3年11月</u> - 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」（以下、報告書）を公表。【再掲】 - 報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。【再掲】 <u>令和4年2月</u> - 東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。【再掲】	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。【再掲】 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。【再掲】 <u>放出開始後</u> - 東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。 - 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。	- 引き続き、東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。 - 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和4年4月</u> - 東京電力が、IAEAによるレビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。【再掲】 3月に改訂したモニタリング計画に基づき、海洋放出前の海域モニタリングを開始。 - IAEAが、処理水の安全性に関する進捗報告書を公表。【再掲】 ①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載 <u>令和4年6月</u> - 改訂内容をパンフレットに反映。【再掲】	<u>令和4年後半</u> - 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。【再掲】 <u>令和5年春頃</u> - IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。【再掲】 <u>放出開始後</u> - 東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。 - 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。	- 引き続き、東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。 - 放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

①農林漁業者への説明の徹底【農林水産省、経済産業省】

- 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和4年8月 - 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、以下の内容について、内閣府、経済産業省、農林水産省等による説明会・意見交換を実施。 (約170回) ➤ ALPS処理水の安全性 ➤ 基本方針決定の背景・検討経緯 ➤ 行動計画の内容 ➤ 具体的な支援策 - 意見交換の内容を踏まえ、追加・見直しが必要な支援策について検討。	令和4年9月～ - 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、説明を尽くす対応を継続。 - 従来の説明会・意見交換に加えて、漁業者をはじめとする地元の方々等との車座での意見交換等を実施。 - 必要な支援策を実行に移すとともに、引き続き対策の実施状況を継続的に確認。 - 意見交換の内容を踏まえ、追加・見直しが必要な支援策について検討。	- 放出開始後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明を実施。 - 必要な対策については、状況に応じて追加・見直しを実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底。
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q & Aの配布等の協力を求める。
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【経済産業省、農林水産省、復興庁】		
<u>～令和4年8月</u> - 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、以下の内容について、経済産業省による説明会・意見交換を実施（約70回）。 ➤ ALPS処理水の安全性 ➤ 基本方針決定の背景・検討経緯 ➤ 行動計画の内容 ➤ 具体的な支援策 <u>令和3年12月～</u> - 流通業・小売業等の業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。 <u>令和4年4月、5月</u> - 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体）	<u>令和4年9月～</u> - 引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、繰り返し説明会を開催。 - 海洋放出後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。 - 業界紙を活用して流通事業者等に対してALPS処理水の安全性等に関する情報発信を実施。 - 流通・小売の事業者や消費者団体等に対して視察機会を提供。（直近は9月に2回予定） <u>令和4年秋頃</u> - 特に水産物を扱う流通・小売の事業者等に対して、ALPS処理水の海洋放出による水産物への影響等について解説する説明資料を作成・配布。	加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、放出後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【経済産業省、農林水産省、復興庁】（続き）		
～令和4年8月 - 福島県産農産物等流通実態調査結果について関係団体等に対して説明を実施。（令和2年度結果説明約20回、令和3年度結果説明約20回） 令和4年4月～ - 令和3年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、令和4年度調査を実施。	令和4年9月～ 令和3年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、引き続き令和4年度調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。	過年度における福島県産農産物等流通実態調査結果を踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。
➤ 各団体との協力【経済産業省】		
令和3年6月以降 - 業界内機関紙等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 - 例：日本経済団体連合会 令和3年12月～ - 業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。 令和4年4月、5月 - 業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体）	令和4年秋頃 業界団体に対し、ALPS処理水の海洋放出による水産物への影響等について解説する説明資料を作成・配布するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。	各団体との連携を継続。業界のニーズに合わせて、適時に必要な情報提供等を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 公正な取引の徹底【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年7月～</u> - 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を実施。（令和3年度実績約20件） - 買い叩きが行われていないか等の実態把握 <u>令和4年1月以降</u> - 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。（15件） - 適切な取引が実施されているか等の実態把握	<u>令和4年9月～</u> - 経済産業省は、これまでに実施した事業者ヒアリングの結果等も踏まえ、適切な取引の実現に向け、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を継続的に実施。 <u>令和4年9月～</u> - 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を継続。	- 経済産業省は、放出後も適切な取引が継続しているかを確認するため、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を実施。 - 引き続き、福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査等を継続。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催。
- 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和4年8月 - 経済産業省が、関東や近畿等の大都市圏において地方自治体や流通業者・小売業者・関連団体等に対する説明を実施。 令和3年12月 - 経済産業省・復興庁において、シンポジウム@東京を開催。 - 視聴者数：のべ738名 - 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論 - 福島県職員・JAの方にも御登壇いただき、産品のPRを実施 - シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施 - 農林水産省において、東北の水産物を TOKYO SAKE FESTIVAL 2021（秋葉原）にて、ブース出展。（6社）	令和4年9月～ - 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。 令和4年9月以降 - 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）をテーマとするイベント等を順次開催。 - 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。 令和4年11月 - 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。	全国の流通業・小売業等の業界団体や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和4年3月</u> - 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、大阪において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。 <u>令和4年4月、5月</u> - 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）【再掲】 <u>令和4年4月</u> - 経済産業省において、シーフードショー大阪における常磐・三陸地方の事業者の出展をサポートするとともに、事業者の方々を招いたトークショーや、福島産のお魚を使ったお寿司の試食会等を実施。 <u>令和4年8月</u> - 経済産業省において、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける常磐・三陸地方の事業者の出展をサポートするとともに、常磐・三陸地方の水産物を使ったお寿司の試食会やシェフによるライブクッキングを実施。	<u>令和4年9月～</u> - 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。 <u>令和4年9月以降</u> - 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）をテーマとするイベント等を順次開催。 - 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。 <u>令和4年11月</u> - 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。	全国の流通業・小売業等の業界団体や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開。
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充。
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供。

これまでの取組		今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】			
～令和4年8月		令和4年9月～	
- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施 (例)		- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化 - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信 - 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供	
経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 ➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開 ➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載。ALPS処理水の動画は、プッシュ型広告により46万回再生 ➤ IAEAレビュー報告書の内容をまとめた記事や、報告書の日本語訳等を公開 ➤ 経済産業省によるさまざまな広報の取組を紹介するページを開設	- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信	

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組		今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）			
● SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き）		● SNSやWEBサイトを用いた情報発信。	● SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
復興庁	「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加 ➤ FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 ➤ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 ➤ 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生 ➤ 全国の方を対象に福島第一原発のオンラインツアーを実施。計1,200人が視聴。アーカイブ動画は視聴回数約6,000回	- 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化 - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信 - 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供	- 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
農林水産省	➤ 三陸・常磐の水産物の魅力等を紹介するサイト「UO・ON」にて東北の水産物の魅力を情報発信 ➤ 東北エリアの水産加工情報を集約した「UMIUMA」での情報発信 ➤ 訪日外国人向けの情報サイト「MATCHA、JAPANKURU」で東北の水産物の情報発信		
- Yahoo!のトップページに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大 - 国連機関（UNSCEAR）が発表した放射線による健康影響に関する情報を有識者が分かりやすく解説する動画を制作し、プッシュ型広告で配信			

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性				
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）						
・パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 - ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、ホームページ等に公開するほか、説明先や地元イベント等において広く配布 - 廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットを、都内の図書館約380館に配布 - 学生に対する情報発信を強化するため、より易しい言葉で廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成・配布 - 全国科学館連携協議会の全加盟館に対して、廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや学生向け冊子等を案内。希望があった科学館に紙媒体を送付し、館内での配布・設置を依頼 - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水やトリチウムに関する記載を新たに追記 (例) <table><tr><td>環境省</td><td>『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』</td></tr><tr><td>消費者庁</td><td>『食品と放射能Q&A』</td></tr></table>	環境省	『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』	消費者庁	『食品と放射能Q&A』	・パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等の、ALPS処理水に関する記載を更新 - 関係者の御意見を伺いつつ、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツを作成するとともに、配布先を拡大	・パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 - 既存のコンテンツの改訂を行うとともに、それらが幅広い地域・世代の方の手にわたるよう、配布先の拡大や、発信方法の工夫を実施
環境省	『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』					
消費者庁	『食品と放射能Q&A』					

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）		
・ 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 - 各地方の主要地元紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載 ・ 地元イベント等に参加しての情報発信。 - 地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施 令和3年9月 JCカップU-11少年少女サッカー全国大会@広野町 令和3年10月 ろばいち@南相馬市全日本サーフィン選手権大会@南相馬市 令和3年11月 標葉祭り@浪江町 令和4年4月 富岡桜まつり@富岡町 令和4年6月 あぜりあ市@葛尾村 令和4年7月 全日本級別サーフィン選手権大会@南相馬市 令和4年8月 ならは百年祭@楡葉町等	・ 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 - 引き続き、各地方の主要紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載 - 全国の人々が日常生活の中でALPS処理水の処分やその安全性に関する情報に触れることができるよう、全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告を活用して情報発信を強化 - 農林水産省は、全国に波及効果のあるメディア（テレビCM、雑誌、Web広告等）を活用し、被災地水産物の美味しさや魅力等のPRを強化 ・ 地元イベント等に参加しての情報発信。 - 地元で開催されるイベント・お祭りへの説明ブース出展を継続 令和4年9月 標葉祭り@大熊町 JCカップU-11少年少女サッカー全国大会@広野町 ふたばワールド2022@双葉町等	・ 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 - 地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施 ・ 地元イベント等に参加しての情報発信。 - 地元をはじめとした住民の方々と直にコミュニケーションをとる機会を捉え、積極的に対話を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）		
- その他の情報発信。 - 福島県内の市町村役場職員向けの説明会の開催 - 廃炉国際フォーラムの開催、共創ワークショップ&座談会の実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を実施（39回） - 消費者に対し「食品と放射能」についての情報発信を実施 一般向け意見交換会（参加者1,409名）、協力を得られた3大学の学生との意見交換会（544名）及び親子向けイベント（1,080名、UU数11,300）等（いずれもオンライン配信含む） - 日本サーフィン連盟と連携し、福島県内で開催された全国大会にブースを設置し、全国のサーファーにコンテンツを配布する等、マリンスポーツに関わる団体と連携した情報発信を実施（令和3年7月以降） - 福島県において「常磐もの」の魅力と安全性の発信や釣りによる誘客を目的とした釣り大会及びイベントを開催し、テレビ番組や専門誌等を通じて発信 - インフルエンサーによる福島第一原発とその周辺地域への現地視察を実施例：ダボス会議GSC、日米学生会議、ミス・ワールド・ジャパン等 - インフルエンサーを起用した福島の食や旅の魅力を伝える動画の配信	- その他の情報発信。 - 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信 - 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を開催予定 - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施 - 更なる効果的な情報発信等の風評対策を推進するため、新たに有識者から意見を伺う会合を設け検討。	- その他の情報発信。 - インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討 - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】		
～令和4年8月 - 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表 - 農林水産省は、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力の発信を行うための第1回検討会を令和4年8月に開催。	令和4年9月～ - 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表 - 農林水産省は、引き続き、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力を発信。	継続して検査結果を公表し、食品中の放射性物質に関する状況を消費者を始めとする幅広い方々に透明性高く発信。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供【経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - 福島第一原発の地域住民向け視察・座談会を実施。 - 参加者数：約320名（令和4年8月時点） - 令和3年9月以前は浜通り13市町村を対象に開催 - 令和3年10月以降は、対象を福島県全域に拡大 - 令和4年度からは回数も拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年5回の開催を計画 - 東京電力においても、以下の取組を実施。 - 現地視察の積極的な実施 視察者数：延べ約95,000名（令和4年7月末時点） - 一人でも多くの方に廃炉の状況を御理解いただくため、新たな視察メニューを展開（視察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン視察メニュー化：令和3年10月～） - 企業研修の実施（延べ52件782名（令和4年7月末）） - 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアーを開催（延べ46社58名（令和4年7月末））	<u>令和4年9月～</u> - 福島第一原発の視察機会・対象の拡大。 - 地域住民向けの視察機会の拡大を引き続き検討 - 流通業者・小売業者や消費者団体等に対しても視察機会を提供（直近は9月に2回予定） - 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアー開催を継続	取組状況も踏まえ、福島県内自治体と連携した視察の実施や、全国の事業者に対する視察機会の提供拡大等、視察の対象・回数の拡大を計画的に実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施。
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年6月以降</u> - 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 - 発出先：日本経済団体連合会、全国旅行業協会、日本旅行業協会ほか <u>令和4年4月、5月</u> - 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体） <u>～令和4年8月</u> - 消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施。 <u>令和3年12月～</u> - 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体を対象としたメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。	<u>令和4年9月～</u> - 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。 - 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。 - 流通業者・小売業者や消費者団体等に対して福島第一原発の視察機会を提供。（直近は9月に2回予定）【再掲】	取組の実施状況を踏まえつつ、関係団体との連携を継続し、ニーズに応じてコンテンツの更新・発信方法の改善を行う等、消費者から直接質問を受ける可能性のある販売員等の方々や、消費者団体等への情報発信を継続。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年11月、令和4年2月</u> 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。	<u>令和4年9月～</u> 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。	旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - 福島県内外で出前授業を30回実施。 - 県内：新地高校、安達高校、ふたば未来学園、本宮高校、須賀川桐陽高校ほか(20回) - 県外：さいたま市立大宮北高校、日比谷高校ほか(10回) - 廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成し、出前授業で活用 - 原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに、地元の学生を対象に、廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）を開催。 <u>令和4年2月</u> - 福島県内の高校生とともに、福島第一原発の「廃炉」に関する情報発信を考えるオンラインWSを開催。最終的な成果物として高校生自ら作成したリーフレットは、各地イベント等の場で広く配布。	<u>令和4年9月以降</u> - 経済産業省において、福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について、全国の若い世代の理解を深めるべく、委託事業を開始。以下の取組を実施。 - 福島県内外における出前授業の実施及びその採録の新聞掲載 - 全国の学生が集まる参加募集型イベントの開催 - 福島第一原発の廃炉やALPS処理水等についての学生・教員向けコンテンツを提供する等、経済産業省ホームページ内の情報を充実。 - 復興庁において、児童・生徒向け動画を制作・提供。 - 復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水の理解促進に向けて、全国8ブロックで各1高校を対象とした出前授業を実施。	福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 放射線副読本の活用促進【復興庁、文部科学省、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - 放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、全国の学校に配布・周知するとともに、全国の教育委員会に対して活用促進を依頼。 - 令和3年度には、放射線副読本と併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布。	<u>令和4年9月～</u> 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通して、放射線副読本の活用を促進。	- 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通じた放射線副読本の活用促進を継続。 1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 修学旅行等の福島県への誘致促進【文部科学省、経済産業省、観光庁】		
<u>～令和4年8月</u> - 現地の正確な情報に基づき福島県への修学旅行等が実施できるよう、教育関係者が集まる会議等において説明や情報提供を実施。 <u>令和3年10月以降</u> - 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計8回実施約110名参加） <u>令和3年4月～令和4年3月</u> （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じ、全国から修学旅行等の誘致を決定。（32校） <u>令和3年11月、令和4年2月</u> - 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。【再掲】	<u>令和4年9月～</u> - 引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。 - 教育旅行関係者のツアーの実施等、修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。 （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じた修学旅行等の誘致を継続。 - 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】 - さらに、修学旅行等の誘致促進に向けて、要望等を踏まえ、必要な取組を検討・実施。	- 引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。 - 修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。 - 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】 - さらに、修学旅行等の誘致促進に向けて、要望等を踏まえ、必要な取組を検討・実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑦自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

- 風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>～令和4年8月</u> 福島再生加速化交付金のメニューとして地域情報発信交付金を創設し、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。 （これまでに1県38市町村94事業について交付を決定）	<u>令和4年9月～</u> 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。	各自治体が実施した事業の効果等を把握した上で事業の改善を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

これまでの取組		今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年4月</u> 「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底。 <u>～令和4年8月</u> - 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施。 (例)		<u>令和4年9月～</u> - 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。 - 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新 - メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。 - ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続） - 入口機能を強化 - 動画等コンテンツを充実	- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。【再掲】 - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信 - 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信を実施。【再掲】 - 地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施
経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 - 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開 - ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載 - IAEAレビュー報告書の解説記事や、報告書の日本語訳等を公開		
復興庁	「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加 - FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 - 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生		

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年4月、9月</u> - メディア向け説明会の実施。 - 大手、地元メディアのほか、ホビー誌やネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施	<u>令和4年9月～</u> - 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。 - 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新 - メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。 - ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続） - 入口機能を強化 - 動画等コンテンツを充実	- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。【再掲】 - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信 - 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信を実施。【再掲】 - 地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施

対策5：国際社会への戦略的な発信

①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和4年4月 - 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。 - 国内外における報道内容等の把握 - 認識状況調査（インターネット調査） 令和3年11月～令和4年3月 - 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を実施。 - 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施 - サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定 令和4年8月～ - 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。 - 農林漁業、観光業、加工・流通・小売業等、幅広い業種を対象とし、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉を中心とする、全国の都道府県における影響を調査 - 主な調査内容は、事業者調査、消費者調査、卸売価格調査、輸出動向調査、観光動向調査	令和4年9月～ - 経済産業省において、引き続き「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施し、処理水の放出前後にわたって風評影響の状況を継続的に把握。 - 調査結果を分析し、情報発信の取組にフィードバック。	引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析。
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁、経済産業省】		
～令和4年4月 - 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。【再掲】 - 国内外における報道内容等の把握 - 認識状況調査（インターネット調査） 令和4年8月 - 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。	令和4年9月～ 「ALPS処理水による風評影響調査事業」において、事業者調査や消費者調査を通して、ALPS処理水の安全性等に関する不安や懸念の解消のために必要な情報を把握。得られた知見を、情報発信等の取組に反映し、風評抑制のための効果的なアプローチを実施。	引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。【再掲】
➤ 有識者の参加【経済産業省】		
～令和4年8月 放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。	令和4年9月～ 放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。	実施している対策の内容やその進捗状況について、有識者等と意見交換を随時実施することで、対策について客観的な御意見を頂く機会を確保。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 在外公館等からの説明の強化・継続【外務省、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> ・ 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。 ・ IAEA総会等国际会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。 ・ 在外公館、JETRO、現地商工団体等が連携して、ALPS処理水の安全性について現地の日本産食品取り扱い企業や現地政府への説明を実施。 例：香港における「ALPS関係者会議」 ・ 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。 ・ 事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切なカウンター発信を実施。	<u>令和4年9月～</u> ・ 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。 ・ 在外公館が民間団体等と連携して、現地企業や現地政府への説明を実施。 ・ 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。 ・ 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。 <u>令和4年9月</u> ・ IAEA総会において我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。	・ 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。 ・ 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】 ～令和4年8月 - 在京大使館等に対する説明会を実施。（11回） 令和3年 - 4月：基本方針公表（49か国・地域） - 8月：東京電力による検討状況（69か国・地域） - 9月：IAEAの幹部来日（45か国・地域） - 11月：東京電力による環境への放射線影響評価（38か国・地域） - 12月：東京電力による実施計画変更認可申請（38か国・地域） 令和4年 - 2月：IAEA処理水安全性レビュー（34か国・地域） - 3月：IAEA規制レビュー（35か国・地域） - 5月：東京電力による実施計画変更認可申請の補正申請（人及び環境への放射線影響評価改訂）（30か国・地域） - 5月：原子力規制委員会の実施計画変更認可申請の審査書案及びIAEA処理水安全性レビュー報告書（30か国・地域） - 6月：IAEA規制レビュー報告書（31か国・地域） - 7月：原子力規制委員会による実施計画変更の認可（33か国・地域）		
	令和4年9月～ - 在京大使館等に対する説明会を随時実施。 - 二国・地域間での対話・説明会を随時実施。	各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）		
<u>～令和4年8月</u> - 韓国本国向け説明会を実施。（3回） - 太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟各国地域事務局、専門家向け説明会を実施。（地域事務局向け4回、専門家向け3回） <u>令和4年3月</u> - 台湾の専門家チームが来日し、東電福島第一原発施設を視察。 <u>令和4年5月～7月</u> - 中国及びロシアより、共同質問書が提出され、本質問書に対して回答を実施。 - 質問書、回答書についてはIAEAウェブサイトにおいて公表。	<u>令和4年9月～</u> - 在京大使館等に対する説明会を随時実施。 - 二国・地域間での対話・説明会を随時実施。	各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】		
<u>令和3年4月～</u> - 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語 <u>令和3年7月～</u> - ALPS処理水に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。 <u>令和4年2月～</u> - IAEAがALPS処理水に関する特別ページを作成し、ALPS処理水の安全性等に関するQ&Aを掲載する等、正確な情報発信を実施。 - 上記ページを日本語に翻訳したページも開設。	<u>令和4年9月～</u> - 二国間会談・対話、国際会議等の場を活用して、ALPS処理水をはじめ福島廃炉・復興について積極的に発信を実施。 - 各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。 - 東南アジアにおいて、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。 - 日本在住の外国人を対象に福島の復興、廃炉等をテーマとした現地視察及び座談会を実施。	- 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。 - 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】（続き）		
<u>令和3年3月～</u> - 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。 <u>令和3年6月～</u> - 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。 <u>令和4年1月</u> - 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼	<u>令和4年10月～</u> - ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。 <u>令和4年9月～</u> - 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。 - 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。	- 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。 - 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】		
<u>令和3年7月</u> - 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。 <u>令和3年9月</u> - IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。 <u>令和3年11月</u> - IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）【再掲】	<u>令和4年9月</u> - IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。【再掲】 <u>令和4年9月以降</u> - 福島県において開催される、日・ASEAN諸国の関係者による国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するイベントを開催。	国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。
➤ 海外見本市におけるPR【外務省、農林水産省、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> JETROは、11回の食品関連海外見本市を通じて日本企業289社の出展を支援。（令和3年度末時点）	<u>令和4年9月以降</u> JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される農林水産物・食品関連の主要な海外見本市に出展する日本企業を支援。	JETRO等が行う海外見本市において、日本製品の魅力等について、政府又は地方自治体がトップセールスを含めたPRを継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】		
～令和4年8月 - 在京の海外報道機関に対する説明会を実施。（10回） 令和3年 4月：14か国・地域/27社 8月：6か国・地域/9社 11月：6か国・地域/12社 12月：2か国・地域/2社 令和4年 2月：6か国・地域/11社 3月：6か国・地域/9社 5月①：6か国・地域/12社 5月②：7か国・地域/13社 6月：4か国・地域/6社 7月：5か国・地域/6社 令和3年7月 - オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。	令和4年9月以降 - 必要に応じ海外の報道機関に向けた説明会等を開催。東京電力においても、海外の報道機関向け会見を定期的に実施し、発信を強化。 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。	海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）		
<u>令和3年11月</u> 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。 <u>令和4年3月</u> - オランダ記者向けウェビナー（海外記者招へい事業）を実施し、東電関係者、放射能学研究者等から、ALPS処理水等に関して説明。 <u>令和4年7月</u> - デンマーク公共放送やテレビ朝鮮（韓国の放送局）の取材へ対応し、ALPS処理水に関する正確な情報を提供するとともに、説明を実施。	<u>令和4年9月以降</u> - 必要に応じ海外の報道機関に向けた説明会等を開催。東京電力においても、海外の報道機関向け会見を定期的実施し、発信を強化。 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。	海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。
➤ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】		
<u>令和3年6月</u> 内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の魚プロモーションに係る記事を掲載。	<u>令和4年9月～</u> 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の推進。	それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。 - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加 - 外務省と連携し同省作成動画を掲載 - 海外への戦略的な情報発信に向けて検討を実施するとともに、以下の情報発信を実施。 - 英FT紙による記事広告 - YouTube動画の配信 - 在日インフルエンサーによる発信 <u>令和4年1月</u> - 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。 【再掲】 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼	<u>令和4年9月～</u> - ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続） 【再掲】 - 入口機能を強化 - 動画等コンテンツを充実 - 各国・地域の実情に応じて戦略的な情報発信を実施。 - 米紙等による記事広告 - 東南アジアにおけるイベント開催 - YouTube動画の配信 等 - 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。【再掲】	それぞれの国・地域の関心を在外公館等と連携して把握するとともに、ポータルサイト「Fukushima Updates」をハブとしながら、それに応じた情報発信を検討・実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 誤解が生じないための対策【経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - 汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 <u>令和3年3月～</u> - 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーチューブと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <u>令和3年7月～</u> - ALPS処理水や日本産食品の輸入規制緩和・撤廃に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。【再掲】 <u>令和3年4月～</u> - 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。【再掲】 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語	<u>令和4年9月～</u> - 汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 - 作成したコンテンツを引き続き多言語化し発信。 <u>令和4年10月～</u> - ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】	国際会議の場等を通じた情報発信を継続するとともに、ホームページでも必要な情報を随時更新し、事実と異なる主張・情報発信に対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む。
- 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>～令和4年9月</u> - WTO・SPS委員会の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国に都度撤廃を呼びかけ。 <u>令和3年5月</u> - シンガポールによる輸入規制撤廃。 <u>令和3年9月</u> - 米国による輸入規制撤廃。 <u>令和3年10月</u> - EUによる輸入規制緩和。 - 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのご類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化 - 過去の貿易実績に照らすと、証明書の発行枚数は大幅に削減される見込み	<u>令和4年9月～</u> - 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。 - 二国間での協議や対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。 <u>令和4年10月～</u> - ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】	規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和4年2月</u> - 台湾による輸入規制緩和。 - 輸入が禁止されてきた5県（福島、栃木、群馬、茨城、千葉）産農林水産物・食品は、出荷制限品目、野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラを除き全て輸入を解禁 <u>令和4年3月</u> - 福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。 - 日本の食品安全性確保に向けた取組を紹介する動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。 <u>令和4年6月</u> - 英国による輸入規制撤廃。 <u>令和4年7月</u> - インドネシアによる輸入規制撤廃。	<u>令和4年9月～</u> - 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。 - 二国間での協議や対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。 <u>令和4年10月～</u> - ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】	規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

※対策6①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握は、対策5①の再掲。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣県の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 事業者ヒアリング等を通じた風評影響の把握【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年7月～</u> - 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施。（R3実績約30件） - 買い叩きが行われていないか等の実態把握	<u>令和4年9月以降</u> - 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。 - 経済産業省による事業者ヒアリングの実施・継続。 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握	過年度における事業者ヒアリング結果等も踏まえ、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等、風評影響の把握に向けた取組を継続的に実施。
<u>令和4年1月～</u> - 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。（15件）【再掲】 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握		
➤ サプライチェーンにおける実態調査・分析【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年7月～</u> 福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。	<u>令和4年9月～</u> 福島県産農産物等流通実態調査による生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を継続。	消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。
<u>令和4年2月</u> 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施。（3月結果公表）	<u>令和5年2月頃</u> 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」実施。（同年3月頃結果公表予定）	サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜生産対策＞【農林水産省】

(ア)「がんばる漁業復興支援事業」の拡充 (イ) 被災地における種苗放流の支援強化 (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充	(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 (オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化
---	--

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア)「がんばる漁業復興支援事業」の拡充【農林水産省】		
<u>令和3年4月</u> - 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。 <u>令和3年4月～</u> - 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく生産量の回復を図る取組への支援を実施。 - 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。 <u>令和4年7月</u> - 福島県の相馬双葉地区で策定した沿岸小型船に係る計画を認定。	<u>令和4年9月～</u> 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復を支援。 ※事業者支援については、被災地の事業者等からの御意見も踏まえて、必要な支援を検討。（以下同）	- 漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。 - 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜生産対策＞【農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(イ) 被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】		
<u>令和3年4月～</u> - 種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。 - 令和4年4月から支援対象地域に茨城県を追加。 (令和3年4月～令和4年3月) - 支援実績71箇所	<u>令和4年9月～</u> 引き続き、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を継続して支援。	岩手県から茨城県までにおいて、漁獲物を安定的に生産・供給するための、放流種苗確保の体制構築を推進。
(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充【農林水産省】		
<u>令和3年4月～令和4年8月</u> - 福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に対する補助を実施。令和4年4月より、生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。 (令和3年4月～令和4年3月) - 機器導入支援6台	<u>令和4年9月～</u> 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。	福島県における高収益・環境対応型漁業を推進。

対策 7 : 安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜生産対策＞【農林水産省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充【農林水産省】		
<u>令和3年4月～令和4年8月</u> ・ 福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備（3施設）を実施。	<u>令和4年9月～</u> ・ 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。	・ 福島県における共同利用施設の整備を推進。
(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化【農林水産省】		
<u>令和3年4月～令和4年8月</u> ・ 乗組員確保のための水産高校生を対象とした漁業ガイダンスや、福島県において、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を実施。	<u>令和4年9月～</u> ・ 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。	・ 福島県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜加工・流通対策＞【農林水産省、経済産業省】

- (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
- (イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援
- (ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援
- (エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援【農林水産省】		
<u>令和3年4月～令和4年8月</u> - 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。 (令和3年4月～令和4年3月) - 個別指導実績104件 - 消費地商談会等7回 - 機器整備等支援31件採択 (令和4年4月～令和4年8月) - 個別指導実績64件 - 消費地商談会等4回 - 機器整備等支援34件採択	<u>令和4年9月以降</u> 9月13日及び14日に東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。 11月に香港、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、UAE（予定）の海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会を実施。 - 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。	福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等の取組を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜加工・流通対策＞【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援【農林水産省】		
<u>令和3年4月～令和4年8月</u> - 福島県産水産物の高付加価値化等を支援。 (令和3年4月～令和4年3月) - 福島鮮魚便常設棚14店舗 - 共同出荷支援1件採択 - 水産エコラベル認証取得支援5件(生産2件、CoC3件)取得 - 商品開発5品 (令和4年4月～令和4年8月) - 福島鮮魚便常設棚14店舗 - 商品開発に向けた課題提案会を実施 <u>令和4年8月</u> - 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組における委員会を開催。	<u>令和4年9月～</u> - 引き続き福島県において、福島県産水産物の第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組や、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援。 <u>令和4年9月以降</u> - 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を店舗で実証予定。	福島県産水産物の競争力強化等に向けた取組を更に推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜加工・流通対策＞【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援【農林水産省】		
<u>令和4年4月～</u> 福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。	<u>令和4年9月～</u> 引き続き福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換の促進を支援。	福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換を促進。
(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組【経済産業省】		
<u>令和3年5月</u> (公社) 福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。 <u>～令和4年8月</u> - 福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者78者を訪問。56者に販路開拓、人材確保等の支援を開始。 <u>＜主な実績＞</u> 6事業者が9社と新たな販路開拓を実現 6事業者が合計15名の人材確保を実現	<u>令和4年9月～</u> 個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。 水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。	- 現場のニーズや課題を把握するとともに、支援策の実施状況を確認すべく、個別訪問を継続。 - 販路開拓、人材確保等の支援に継続的に取り組むとともに、必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【農林水産省】

- (ア) 外食店等での販売促進支援
(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 外食店等での販売促進支援【農林水産省】		
<u>令和4年4月以降</u> - 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催に向けて計画中。 - 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組について、6月から公募を実施。	<u>令和4年9月以降</u> - 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」を開催予定。 - 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施予定。	風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、外食店等での販売促進の取組を引き続き推進。
(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援【農林水産省】		
<u>令和4年4月以降</u> 福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組について、公募を開始。	<u>令和4年9月以降</u> 福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を実施予定。	風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、量販店・専門鮮魚店等での販売促進の取組を引き続き推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- | | |
|---|------------------------------|
| (ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信 | (エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組 |
| (イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援 | (オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業 |
| (ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援 | (カ) 被災地産品の積極的利用の促進 |
| | (キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援 |

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信【厚生労働省、農林水産省】		
<u>～令和4年8月</u> - 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】	<u>令和4年9月～</u> - 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】	これまでの検査結果を踏まえつつ、引き続き国のガイドライン等に基づくモニタリング検査や福島県内の産地の自主検査の実施を支援するとともに、検査結果の公表により農林水産物の安全性に係る情報を発信。
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援【農林水産省】		
<u>令和3年4月～</u> - 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施。（令和4年3月末までに260件） - 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施。（令和4年3月末までに23件(農業者46名)）	<u>令和4年9月～</u> 福島県において、第三者認証GAP、有機JAS認証取得等の取組を支援。	福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していくよう、支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援【環境省、農林水産省】		
<u>令和3年4月～</u> - 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。 - 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施。 (これまでにセシウム濃度の再測定を行った汚染牧草ロール等2,382個) - 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。	<u>令和4年9月～</u> - 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。 - 岩手県、宮城県、栃木県において農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を引き続き要望のあった市町村等にて実施。 - 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。	- 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を処理状況等を踏まえつつ継続して実施。 - 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を各県における処理状況を踏まえつつ引き続き実施。 - 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援について、事業者等からの要望等を踏まえて実施。
(エ) 国内販路開拓に向けた取組【農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年4月～</u> 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援。(R3商談件数197件)	<u>令和4年9月～</u> 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。	福島県が実施する販売促進活動の支援を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> （公社）福島相双復興推進機構と連携し、福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。 <主な実績> - 小売・流通事業者とのマッチング等により77事業者が取引先と成約 - 49事業者にECサイトの立上げ・活用等を支援 - 全国22箇所にて福島県産品の販売会を実施、57事業者が参加、売上総額約2,350万円 - ECサイトでのお歳暮企画を実施 <u>令和3年12月</u> - 首都圏を中心としたデリバリー店舗・飲食店での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を開始。	<u>令和4年9月～</u> 継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。	継続的に販路開拓の支援に取り組むとともに、現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】		
<u>～令和4年8月</u> - 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 - 平成23年4月から実施 - 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 - JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道から千葉県までの事業者19者（うち水産関係事業者3者）を採択。 - 関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 <u>令和4年3月～</u> - 新たな販路開拓等を行う水産仲買・加工業者に対して、持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業において、加点措置を実施。	<u>令和4年9月～</u> - 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 - 持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業等を通じて、事業者の販路開拓への支援を実施。 <u>令和4年内</u> - 関係省庁で連携した復興支援フェアを開催し、地元産品の魅力や観光情報等を発信。 <u>令和5年3月頃</u> - 関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。	- 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 - JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。 - 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(力) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】（続き）		
～令和4年8月 - 経済産業省食堂等において福島県産品の恒常的な利用を開始。（令和3年10月） - 関係省庁においても、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を開始・継続。（農林水産省、国土交通省、文部科学省等） 令和4年3月 - 国の21の行政機関において、福島・宮城県産のお魚弁当を食べて復興を応援する取組を3日間にわたって実施。3,000食以上を販売。 令和4年7月以降 - 経済産業省内で、キッチンカーによる福島県産品を活用した料理を定期的に提供。（8月末時点で3回実施） 8月はこども霞が関見学デーにあわせて実施し、来場者にも料理を提供。	令和4年9月～ 関係省庁において、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を継続。経済産業省では定期的なキッチンカーでの販売も継続。	引き続き、関係省庁の食堂等において、福島県産品および被災地産品の取扱いを継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援【農林水産省】		
～令和4年8月 - 福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。 - 相双地域の工場に自動測定（検知）装置を設置（8台設置） - 丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価 - 風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展等	令和4年9月～ - 福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。 - 自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置 - 丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価 - 風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動等	これまで蓄積してきたデータの分析やその評価、放射性物質の専門家からの助言、事業者等からの要望等を踏まえ、福島県産材の安全証明体制の構築に必要な取組を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

- (ア) ホープツーリズムの促進支援
- (イ) 海洋レジャーへの総合支援
- (ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信
- (エ) 交流人口の拡大支援

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】		
<u>令和3年4月～</u> - 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。（ホープツーリズム参加実績：令和3年度9,848名） <u>令和3年10月以降</u> - 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計8回実施約110名参加）【再掲】 <u>令和4年4月～</u> - 個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。	<u>令和4年9月～</u> ホープツーリズム促進に向けて、福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営、教育旅行関係者のツアーの実施、個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成等を継続的に支援。	ホープツーリズム促進に向けた取組を継続的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】（続き）		
<u>令和3年11月、令和4年2月</u> 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。 【再掲】	<u>令和4年9月～</u> 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】	旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。 【再掲】
(イ) 海洋レジャーへの総合支援【観光庁】		
<u>令和4年4月～</u> 岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。（令和4年度「ブルーツーリズム推進支援事業」8月時点での採択実績：8件）	<u>令和4年9月～</u> 岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。	ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信【復興庁、経済産業省、観光庁】		
<u>令和3年5月～令和4年3月</u> - 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。 <u>令和3年5月</u> - 福島12市町村を中心とした福島の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」にて支援。19民間団体等の広報支援を実施。 <u>令和4年4月</u> - 令和4年度「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」の公募開始。14民間団体等の広報支援を採択。 <u>～令和4年8月</u> - 福島再生加速化交付金にのメニューとして地域情報発信交付金を創設し、福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県38市町村94事業について交付を決定）【再掲】	<u>令和4年9月～</u> 地域情報発信交付金を活用して、福島の各自治体による情報発信を支援。【再掲】	- 各自治体が実施した事業の効果等を把握した上で事業の改善を検討。【再掲】 - 福島の民間団体等による情報発信支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(エ) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】		
<u>令和3年10月</u> 15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を開始。(令和3年10月22日～12月17日) <u>令和4年2月</u> 15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(4件) <u>令和4年6月～</u> - 誘客コンテンツ開発事業の令和4年度公募を開始。(令和4年6月22日～9月30日) 支援対象を拡充。(15件程度) 地元事業者(飲食、宿泊等)やキャンペーンと連携する案件を重点支援。 - 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。【再掲】	<u>令和4年9月～</u> 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】	15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。 - 組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。 - 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(エ) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)		
<u>令和3年3月</u> - 民間事業者等およそ70名が参加し、浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に繋がるプロジェクトを創出する場を立上げ。7月以降、広域でのスポーツイベント等の具体プロジェクト検討チームが発足。 <u>令和3年12月～令和4年5月</u> 15市町村の交流人口拡大に向けた更なるアクションを検討・具体化する場を立ち上げ、運営。 - 広域コンテンツづくりや一元的なデジタルプロモーション等の今後のアクションを「交流人口拡大アクションプラン」として取りまとめ。 <u>令和4年5月～</u> - プロジェクト創出の場の参加者により「会津×浜通り教育旅行プロジェクト」等のプロジェクトが実行。 <u>令和4年8月～</u> - 広域のコンテンツ作りや一元的情報発信を支援する広域マーケティング事業の令和4年度公募を開始。(令和4年8月19日～9月9日)	<u>令和4年9月～</u> 交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ(サイクル)」分野での広域コンテンツ作りに向けた検討の場を運営。	- 広域のコンテンツ作り・実行や一元的情報発信への継続支援、15市町村広域の来訪増を実現。 - 民間事業者主導のプロジェクト創出につながるよう、民間事業者間の連携促進を継続実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(エ) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)		
<u>令和3年11月</u> 15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約2,600店舗が参加。(～令和4年1月)	<u>令和4年9月以降</u> 来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。対象となる決済手段と店舗を増加させ、更なる消費喚起を実施。誘客効果の高いイベントとの連携や、「常磐もの特集」等の特定のキャンペーンを実施。	来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。実績データの分析等を進め、更なる消費拡大に向けた方策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】		
<u>令和3年9月</u> - 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。 <u>令和4年2月以降</u> - 岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を8か所で開催。	<u>令和4年9月以降</u> - 関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域等で開催。 - 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。	特別相談窓口等による相談対応を継続的に実施。相談内容等を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】		
<u>令和3年9月</u> 中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。	<u>令和4年9月～</u> - 中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。 - JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等を実施。 - 中小機構、JETRO等は、支援した事業者や相談会等の参加者に対するアドバイザー派遣等のプッシュ型アプローチを実施。	中小機構のアドバイザー派遣支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】 <u>～令和4年8月</u> - JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の農水産品を含む日本産品を取り扱う事業者232者の商品を紹介。108事業者が成約。（令和3年度末時点） - JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力について情報発信。 - 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2022等において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者5社の出展を支援。 <u>令和4年1月～3月</u> - JETROは、米国・ニューヨークにおいて、現地レストランシェフやインフルエンサー等を通じた東北の水産加工品等のPRを実施。		
	<u>令和4年9月～</u> - JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。 <u>令和4年秋頃</u> - JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力を発信する中で、新たに「三陸・常磐もの」についても情報を発信予定。 <u>令和5年3月頃</u> - 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2023において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。	JETRO、中小機構は、日本産品の魅力発信や、海外展開・販路開拓支援に継続的に取り組むとともに、事業の実施状況や、現場の課題・ニーズを踏まえて必要な対策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】		
<u>～令和4年8月</u> - 経団連等に対して改めて被災地産品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。 - 東京電力は主に以下の取組を実施。 - 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県産品販促催事を延べ約1万8,000店日開催(令和4年7月末) - 新米時期に合わせた集中キャンペーンや、コロナ禍を踏まえたECサイトキャンペーン等の販促キャンペーンを開催(延べ9回) 「常磐もの」を広く周知するため「発見！ふくしまお魚まつり」を開催(延べ5回) - 応援企業ネットワークでの取組として県産品マルシェ、社員食堂での食材利用、キッチンカーによる県産品メニュー提供、ふくしま弁当販売を実施 - LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約122万人(令和4年7月末)) - 各種雑誌を活用した県産品の認知度向上(dancyu、東京カレンダー、Pen、NewsWeek) - 流通事業者等を対象にALPS処理水に関する正確な情報や常磐ものの魅力をお伝えする対話活動や現地視察会を開催 - 福島県やその近隣県の産品の社食利用や地域の魅力・観光情報の情報発信等を実施 - 全国魚食振興の一環として、電気事業連合会を通じた会員企業での被災地産品の社食利用を推進	<u>令和4年9月以降</u> - 経済団体等のネットワークを活用し、被災地産品の販売会等を開催。 - 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。	被災地産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。

対策 8 : 全国の漁業者に対する事業継続のための支援

①長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

- 万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、今日の漁業者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
	<u>令和4年9月以降</u> 基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。	基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

※「対策の強化・拡充の考え方」を踏まえて新規追加。
これに伴い、これまでの対策 8 ～ 1 0 は、対策 9 ～ 1 1 にそれぞれ変更。

対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① 万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省、経済産業省】

- 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>令和3年8月</u> 「当面の対策」において、「機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する。」と記載。 <u>令和3年11月</u> 「新たな経済対策」において、「ALPS処理水の海洋放出による風評影響を最大限抑制すべく、対策に万全を期す。」と記載。 「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。 <u>令和4年3月</u> - 公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。 <u>令和4年5月以降</u> - ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく、ALPS処理水に関する広報事業について、順次公募を開始。	<u>令和4年9月以降</u> 万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等を支援するため、執行体制が整い次第、支援対象の漁業者団体等の公募予定。	処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。

対策 10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

- 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 体制の整備【経済産業省】 <u>令和3年4月</u> - 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。 - 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。 <u>令和3年9月</u> - 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。 - 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。	<u>令和4年9月～</u> - 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援等を実施するため、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。 - 東京電力は、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。 - 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応） - 補償相談コールセンター（電話受付・説明）等	東京電力は、賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 賠償の方針【経済産業省】		
<u>令和3年8月</u> - 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。 - 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。 <u>令和3年8月～</u> - 政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約160団体に風評賠償の枠組み等の説明を行うとともに、賠償方針の具体化に向けて、以下の項目等を中心に、意見聴取等を実施。 ①基準年の設定 ②参照する統計データの選択 ③ALPS処理水以外の要因の扱い	<u>令和4年9月～</u> - 政府及び東京電力は、賠償基準の策定等に向けて、風評被害の推認方法や賠償額の算定に係る以下の項目等について、引き続き、関係団体等との調整・意見交換を実施。 ①基準年の設定 ②参照する統計データの選択 ③ALPS処理水以外の要因の扱い - また、関係団体等から聴取した意見等を踏まえ、業種別の賠償方針を具体化し、きめ細かな情報発信に努めながら、年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表。	- 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、政府も関係団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。 - 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】		
～令和4年8月 - 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。 令和3年8月 - 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。	令和4年9月～ - 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、以下の取組を実施。 - 広報チラシの作成、配布 - 地元広報紙への記事掲載 - 地元紙への広告 - 地元のイベント等の様々な機会を捉えた説明会の開催	- 文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその取組の周知を図るための取組を引き続き実施。 - 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。 - 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を随時指導。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

①トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握【経済産業省】

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組
<u>令和3年5月～</u> - 東京電力が、ナインシグマグループを活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施。（第1期～第3期で、計100件の応募） - 直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を、これまで13件選定。 - 各提案事業者に対して、詳細にヒアリングを行った上で、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を開始。 <u>令和4年3月</u> - 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。	<u>令和4年9月～</u> - 引き続き、各提案事業者とともに、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を実施。 <u>令和4年内</u> - 第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施。 <u>令和5年春</u> - 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。	- 今後も、第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査は継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。 - 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

②汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
<u>～令和4年8月</u> - 地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、令和3年度の汚染水発生量は約130m³/日を達成。 - 令和4年6月15日、汚染水処理対策委員会を開催。更なる低減に向けて、既に実施している取組を着実に進めるとともに、建屋流入量の低減策として、施工可能な箇所において局所的な止水対策に取り組むことを東京電力に要求。 - 建屋滞留水の増加及び流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、全ての建屋について、建屋開口部の閉止を完了。（令和4年1月） - 日本海溝津波への備えとして、新たな防潮堤設置工事に着手（令和3年6月）し、令和4年2月から防潮堤本体部分の工事に着手。	<u>令和4年9月～</u> - 汚染水発生量を減少させるべく、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングを推進。 - 局所的な止水対策として、建屋貫通部と建屋間ギャップ端部の止水を実施するため、施工試験を実施。 - 日本海溝津波防潮堤の設置工事を進め、令和5年度下期の完成を予定。	- 中長期ロードマップに記載されている「2025年内に汚染水発生量を、1日当たり100m³以下に抑制」目標の達成を目指して取組を継続。 - ロードマップ目標を達成以降も、中長期的に汚染水発生量を低減。 - 局所的な止水対策として、まずは3号機を対象とした建屋貫通部と建屋間ギャップ端部の止水を実施。更なる建屋止水を検討。